

フィリピン・サンロケ多目的ダム事業の JBIC 環境実査に対する問題提起と要望

2005 年 7 月 1 日

1. JBIC への問題提起

環境実査の意義

・ 環境実査を行なう意義は？

現状：JBIC は様々な影響住民と話をすることを重要としていない

- ⇒ 普段は東京で「事業者の報告」しか受けられない JBIC が現地へ行くことで、事業者の報告に偏らず、様々な住民から意見を直接聞ける絶好の機会ではないか？

環境実査の内容（参考：2004 年 8 月 5 日 FoE Japan 「モニタリングに関する要請書」）

・ 実査の対象範囲に含まれる住民は？

現状：再定住地のみ。今後、砂金採取者はサンプリングで対象に含む予定。

- ⇒ 巨大なサンロケダム事業によって多くの住民の生活に影響が及んだが、再定住地の住民だけではなく、自力で移転した住民、土地の収用を受けた住民（小作）、砂金採取者など、事業によって影響を受けた（あるいは、受ける）人々を実査の対象に含むべきではないか？

・ 実査の期間は？

現状：事業サイト周辺は 2 ~ 3 日のみ。その他の時間はマニラ。

- ⇒ 様々な影響を受けた住民の生活状況を把握するためにも、再定住地のみではなく、その他の被害地域にも JBIC が足を運び、住民と直接対話をするための十分な期間を確保すべきでは？

・ JBIC としての実査の独立性は保たれているか？

現状：特に、再定住地への訪問や住民との対話を事業者が設定。通訳も事業者。

- ⇒ これまでの事業者との補償交渉等を通じて、事業者に不信感を抱いている住民もいるなか、事業者を通じて、適切な対話の場を設定することが可能か？
- ⇒ JBIC の ODA 部門では、現地調査の独立性を保つためにも通訳は独自に用意していると聞くが、事業者に頼らない、独自の通訳を用意すべきでは？

・ 実査の内容は報告書として公開しないのか？

現状：FoE Japan との会合で、概要を口頭で説明するのみ

- ⇒ 独立環境コンサルタントを含め、5 名ものスタッフが現地へ年 2 回行っているなか、実際にその 5 名が何を目的とし、どのような項目を、どのような方法で調査しているのか、公に報告されて

いないのは問題ではないか？

- ⇒ 地元の住民、また、日本の市民に対する説明責任を果たすためにも、現地語および日本語で、報告書を公にすべきでは？

環境実査・モニタリングにあたっての影響住民への配慮と説明責任

・ 住民との対話の場所は？

現状：再定住地の住民以外は、事業サイト

- ⇒ 事業の影響を受け、厳しい生活状況にある農民の負担にならない（交通費や時間など）よう、配慮をすべきでは？
- ⇒ 実際、2005年6月15日にはJBICとの対話の必要性を感じる住民が300名も集まり、村でJBICを3時間も待っていた。できるだけ多くの住民と対話の機会を持つためにも、JBICが直接、住民の生活場所に足を運べるよう、十分な環境実査の期間を確保するべきでは？

・ 住民と対話する際のJBICの位置づけは？

現状：JBICは「住民と事業者との会合」に「オブザーバー」参加との立場

住民団体は「住民とJBICとの会合」で、「事業者の参加は不要」との立場

- ⇒ 2004年10月6日に農民団体TIMMAWAからJBICに出されたポジション・ペーパーのように、これまでも住民団体からJBICに対して出されている要望書が幾つかあると思うが、融資者としての責任をもった回答がJBICに求められている場合、JBICは「オブザーバー」の立場なのか？
- ⇒ JBICが住民に回答する場所、あるいは、JBICからの回答書等が用意されるべきでは？

・ 住民との対話の設定のために、十分な準備時間を取っているか？

現状：対話の日程調整・準備の時間が1週間もない

- ⇒ 2005年6月15日のように、住民がJBICを待ちぼうけするような事態が起こらないよう、住民の都合（スケジュール）、現地の通信状況の悪さ（携帯電話が繋がらない等）なども考慮し、事前に十分な準備時間を取るべきでは？
- ⇒ 年2回しか持てない住民との直接対話の機会を意義のあるものにするため、会合の内容、議題等についても、住民と事前に十分に合意しておくべきでは？

2. JBICへの要望

- ・ 「現地調査」の意義を十分に再検討し、「意味のある現地調査」体制に改善すべき
- ・ 実査の目的・調査項目・調査内容・結果について、広く公開すべき
- ・ JBICは、影響住民に対する配慮・説明責任という意識をしっかりと持ち、住民との対話の設定や住民への回答をもっと真摯な態度で行なうべき
- ・ 特に、今回（2005年6月15日の農民団体との会合設定での行き違い）の件に関しては、なぜ、そのようなことが起こったのか（なぜ、JBICが村に行くことができなかったのか等も含め）を農民団体に説明すべき（書面の送付、対話の場の設定等の対応が考えられる）
- ・ これまでに住民団体がJBICへ出した要望書に関しては、JBICから住民団体への回答を住民団体に直接すべき（書面の送付、対話の場の設定等の対応が考えられる）